

〔第一問〕

問 1

① 相続人の意義

相続人とは、相続を放棄した者及び相続権を失った者を含ない。なお、財産取得者のうちに相続人に該当しない者が含まれている場合の課税価格の計算において、下記②以降に示す規定を適用することができないという注意点がある。

②

② 生命保険金等の非課税

相続人の取得した相続により取得したものとみなされる生命保険金等（条例の規定による心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権に該当するものを除く。）の合計額のうち 500 万円にその被相続人の法定相続人の数を乗じて算出した金額（「非課税限度額」という。以下③において同じ。）までの金額は、相続税の課税価格に算入しない。

⑤

③ 退職手当金等の非課税

相続人の取得した相続により取得したものとみなされる退職手当金等の合計額のうち非課税限度額までの金額は、相続税の課税価格に算入しない。

②

④ 債務控除

相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下④⑤において同じ。）により財産を取得した者が居住無制限納税義務者、非居住無制限納税義務者又は特定納税義務者（その相続に係る被相続人の相続開始の時において相続税法の施行地（以下「法施行地」という。）に住所を有する者に限る。）である場合においては、その相続又は遺贈により<sup>(注)</sup>取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）及び被相続人に係る葬式費用、相続又は遺贈により財産を取得した者が制限納税義務者又は特定納税義務者（その相続に係る被相続人の相続開始の時において法施行地に住所を有しない者に限る。）である場合においては、その相続又は遺贈により<sup>(注)</sup>取得した財産で法施行地にあるものについては、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から被相続人の債務でその財産に係る公租公課等の一定の債務の金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

⑥

（注） 相続時精算課税適用者については、被相続人が特定贈与者である場合のその被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産を含む。

①

⑤ 立木の評価

相続又は遺贈により取得した立木の価額は、立木を取得した時における立木の時価に $\frac{85}{100}$ の割合を乗じて算出した金額による。

③

6 未分割遺産に対する課税

相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又はその財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、その相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法(寄与分を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従ってその財産を取得したのものとしてその課税価格を計算するものとする。

5

(注) 上記において

① 居住無制限納税義務者とは、相続又は遺贈により財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するものをいう。

1

② 非居住無制限納税義務者とは、相続又は遺贈により財産を取得した日本国籍を有する個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの(その個人又はその相続若しくは遺贈に係る被相続人がその相続又は遺贈に係る相続の開始前5年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがある場合に限る。)をいう。

1

③ 制限納税義務者とは、相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの(②に掲げる者を除く。)をいう。

1

④ 特定納税義務者とは、贈与により相続時精算課税の適用を受ける財産を取得した個人(①から③に掲げる者を除く。)をいう。

1

⑤ 法定相続人の数は、被相続人の法定相続人の数(被相続人に養子がある場合の法定相続人の数に算入する養子の数は一定の養子の数に限るものとし、相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人の数とする。)とする

1

⑥ 被相続人は、遺贈をした者を含む。

⑦ 特定贈与者とは、相続時精算課税選択届出書に係る贈与をした者をいう。

1

⑧ 遺贈は、死因贈与を含み、贈与は死因贈与を除く。

⑨ 相続時精算課税適用者とは、相続時精算課税選択届出書を提出した者をいう。

問2

〔子a〕

① 子aのとれる申告等の手続

未分割遺産が分割されたこと等により、相続税額に不足を生じるため、相続税の修正申告書を提出することができる。

② 相続税の修正申告書

相続税の期限内申告書を提出した者は、下記(1)、(2)の事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。 ④

(1) 未分割遺産の課税の規定により分割されていない財産について民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。 ①

(2) 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。 ①

〔子b〕

① 子bのとれる手続

未分割遺産が分割されたことにより、相続税額が過大となるため、相続税の更正の請求をすることができる。また、平成16年（相続開始年分の贈与）は生前贈与加算されないこととなるため、贈与税の期限後申告書又は修正申告書を提出することができる。

② 相続税の更正の請求

相続税について申告書を提出した者は、上記〔子a〕②(1)の事由によりその申告に係る課税価格及び相続税額が過大となったときは、それぞれの事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額につき更正の請求をすることができる。 ④

③ 贈与税の期限後申告書（他に贈与財産の取得がなく、平成16年分の期限内申告をしていない場合）

贈与税の期限内申告書の提出期限後において、上記〔子a〕②(1)の事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなったため新たに期限内申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、期限後申告書を提出することができる。 ③

④ 贈与税の修正申告書（他に贈与財産の取得があり、平成16年分の期限内申告書を提出している場合）

贈与税の期限内申告書を提出した者は、上記〔子a〕②(1)の事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。 ③

〔子c〕

① 子cのとれる手続

未分割遺産が分割されたこと等により、相続税額及び平成6年の贈与税額が過大となるため、相続税及び贈与税の更正の請求をすることができる。

② 相続税及び贈与税の更正の請求

相続税又は贈与税について申告書を提出した者は、上記〔子a〕②(1)、(2)の事由によりその申告に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額が過大となったときは、それぞれの事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき更正の請求をすることができる。

④

(注) 上記〔子a〕、〔子b〕及び〔子c〕において

- ① 相続人は、相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない
- ② 遺贈は、死因贈与を含む。
- ③ 贈与は、死因贈与を除く。